

## 使用料

下記の使用料は消費税を含めない額です。

### ホール使用料

(単位:円)

時間帯		午前 9時から 正午まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 5時から 午後 10時まで	午前 9時から 午後 5時まで	午後 1時から 午後 10時まで	午前 9時から 午後 10時まで
A	平日	8,000	9,600	11,200	16,000	19,200	25,600
	土・日・休日	9,600	12,800	14,400	19,200	24,000	30,400
B	平日	16,000	19,200	22,400	32,000	38,400	51,200
	土・日・休日	19,200	25,600	28,800	38,400	48,000	60,700
C	平日	24,000	28,800	33,600	48,000	57,600	76,800
	土・日・休日	28,800	38,400	43,200	57,600	72,000	91,100

#### < 使用料区分 >

1. Aは、営利目的以外で、入場料その他これに類するもの(入場料等)を徴収しないで使用する場  
合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合
2. Bは、営利目的以外で、1,000円を超える入場料等を徴収して使用する場  
合
3. Cは、営利目的で使用する場  
合で、次の割合を乗じて得た額を使用料とします。  

入場料が1,000円以下のとき	1.0
入場料が1,000円を超え3,000円以下のとき	1.5
入場料が3,000円を超えるとき	2.0
4. 次に1つに該当する場合は、入場料等を徴収しないくても、入場料を徴収したものとみなします。  

会費を徴収するとき	
会員制度により、会費を徴収するとき	
5. 休日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

#### < 使用料最低額 >

1. 舞台技術者を必要とする日における冷暖房装置使用料を除く使用料の合計額が次の額に満た  
ない場合は、次の額を使用料とします。  

舞台技術者数が1名のとき	17,000円
舞台技術者数が2名のとき	34,000円
舞台技術者数が3名のとき	53,000円

#### < 使用時間の延長 >

1. 使用時間帯を超えて、繰り上げ又は延長して使用する場  
合、時間帯の使用料に次の割合を乗じ  
て得た額を追加徴収します。  

超える時間が1時間以内のとき	3割
超える時間が2時間以内のとき	6割
超える時間が2時間を超えるとき	10割

#### < 練習及び準備 >

1. 舞台技術者を必要としない日における練習又は準備等を行う場  
合の使用料は、4割とします。

#### < 冷暖房 >

1. 冷暖房装置を使用する場  
合は、1時間につき5,000円を加算します。

#### < その他 >

1. 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間も含みます。
2. 使用者が特別の設備を行い又は備え付け器具以外の器具を使用するときは、電気・水道料等  
の実費を徴収します。

### 会議室等使用料

(単位:円)

区分 \ 時間帯	午前 9時から 正午まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 5時から 午後10時まで	午前 9時から 午後 5時まで	午後 1時から 午後10時まで	午前 9時から 午後10時まで
大会議室兼リハーサル室	3,600	4,300	5,000	7,200	8,600	11,500
中会議室(和室)	2,000	2,400	2,800	4,000	4,800	6,400
小会議室兼音楽練習室	800	900	1,100	1,600	1,900	2,500
楽屋(1室毎)	800	900	1,100	1,600	1,900	2,500
談話展示ホール	3,800	4,500	5,300	7,600	9,100	12,100
ホワイエ	2,500	3,000	3,500	5,000	6,000	8,000
主催者控え室	500	600	700	1,000	1,200	1,600
楽屋事務室	500	600	700	1,000	1,200	1,600

< 土・日・休日の加算 >

1. 土・日・休日に使用する場合は、上表の2割を加算します。

< 営業等の加算 >

1. 入場料等を徴収するとき及び商品展示、営業の宣伝等の目的で使用するときは、上表の5割を加算します。

< 冷暖房使用加算 >

1. 冷暖房装置を使用する場合は、使用料の5割を加算します。

< 使用時間の延長 >

1. 使用時間帯を超えて、繰り上げ又は延長して使用する場合、時間帯の使用料に次の割合を乗じて得た額を追加徴収します。

超える時間が1時間以内のとき	3割
超える時間が2時間以内のとき	6割
超える時間が2時間を超えるとき	10割

会館設備使用料

	設備器具名	単位	金額	備考
舞台関係	所作台	1台	300	
	化粧箱	1台	150	
	開丁場	1台	300	
	平台	1台	150	
	開き足	1台	50	
	箱足	1台	50	
	ヒナ段ケコミパネル	1枚	50	
	指揮者台	1台	300	譜面台付
	演奏者用譜面台	1台	50	
	松羽目	1式	2,000	
	竹羽目	1式	2,000	
	金屏風	1双	1,500	
	プログラムスタンド	1台	100	
	花道用揚幕	1式	200	
	毛仙	1枚	100	
	長布団	1枚	100	
	地かすり	1枚	1,500	
	紗幕	1張	2,000	
	紅白幕	1対	1,000	
	浅黄幕	1対	1,000	
	振り落とし装置	1式	200	
	木支木	1本	50	
	人形立	1本	50	
	上敷ゴザ(長型)	1枚	150	
	上敷ゴザ(短型)	1枚	100	
	上敷ゴザ(中型)	1枚	50	
	脚立	1台	100	
	ローホリ隠しパネル	1枚	50	
	演台	1式	500	花台付
	司会者用テーブル	1台	200	
格子戸	1台	500		
音響関係	音響反射板	1式	4,000	
	移動式パネル	1台	50	
	オープン式テープレコーダー	1台	1,000	
	カセット式テープレコーダー	1台	500	
	レコードプレーヤー	1台	1,000	
	音響ミキサー	1台	1,000	
	ステージスピーカー	1組	1,000	

	設備器具名	単位	金額	備考	
音響関係	はね返しスピーカー	1組	1,000		
	コンデンサーマイク	1本	800		
	ダイナミックマイク	1本	500		
	ワイヤレスマイク	1本	800		
	リボンマイク	1本	500		
	エレベーターマイク装置	1基	700		
	スタンド	1本	100		
	CDプレーヤー	1台	500		
	照明関係	ボーダーライト	1列	700	
		アッパーホリゾントライト	1列	700	
ロアーホリゾントライト		1列	700		
フットライト		1列	300		
センターピンスポットライト		1台	700		
サスペンションスポットライト		1台	200		
シーリングスポットライト		1台	150		
ハイクオリティスポットライト		1台	300		
スポットライト		1台	200		
花道フットライト		1列	200		
フロントサイドスポットライト		1台	200		
効果用マシン		1式	700		
プロジェクタースポットライト		1台	300		
ミラーボール		1台	500		
照明用スタンド		1本	100		
映写機(16ミリ)		1式	3,000		
その他		スライド映写機	1式	1,000	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	500		
	スクリーン	1枚	500	スクリーンのみ使用のとき	
	OHP用スクリーン	1枚	300		
	スタインウェイフルコンサートピアノ	1台	5,000		
	ヤマハフルコンサートピアノ	1台	3,000		
	グランドピアノ	1台	1,000		
	展示パネル	1台	100		
	テレビ設備持込料	1式	10,000		
	音響設備持込料	1式	5,000		
器具持込料	1KW	200			
シャワー	1回	500			
コンセント	1個	100			

< 使用回数 >

1. 使用料金は、1回当たりとします。
2. 午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～午後5時)、夜間(午後5時～午後10時)の使用区分をもってそれぞれ1回とし、全日(午前9時～午後10時)使用する場合は、3回として計算します。
3. 舞台技術者を必要としない日における練習又は準備等を行う場合の使用料は、4割とします。